

社会福祉法人 みなせ福祉会 役員等（理事、監事、評議員）の
報酬及び費用弁償に関する規程
（平成16年11月規程第15号）

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人みなせ福祉会の役員等（以下「役員」という）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員の報酬は、出務としての額は、別表1のとおりとする。

2 職員が役員を兼ねる場合においては、その者に対する役員の報酬は支給しない。

（報酬支給日）

第3条 報酬の支給日は、職務従事後支給する。

（重複支給の禁止）

第4条 日額又は回数により報酬を受ける者で同日又は同回中2以上異なる職務に従事した場合は、その者の受ける報酬の高額のものを支給する。ただし、同一の者が同日又は同回中、午後5時を経過してから異なる職務に従事した場合は、それぞれ1つの職務とみなす報酬を支給する。

（費用弁償）

第5条 役員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、旧皆瀬村（以下「管内」という）旅行における旅費の額は、みなせ福祉会旅費規程第23条の規定を適用する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、役員に支給する旅費については、みなせ福祉会旅費規程によるものとする。

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が規則で定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年 4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年 4月1日から適用する。（第5条、別表第2改正）

附 則

この規程は、平成29年 4月1日から適用する。（別表1改正）

別表 1
役員等報酬

役員名・職の区分	報酬の額（円）	
	日 額	
理 事 長	日 額	6, 0 0 0
理 事	日 額	6, 0 0 0
監 事	日 額	5, 0 0 0
評 議 員	日 額	5, 0 0 0
評議員選任・解任委員	日 額	5, 0 0 0
第三者委員	日 額	5, 0 0 0

別表 2

1. 日当、宿泊料

地方区分	日当（1日につき）	宿泊料（1日につき）
A 地方		9, 0 0 0 円
B 地方		9, 5 0 0 円
C 地方	2, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
D 地方	2, 6 0 0 円	1 1, 0 0 0 円

2. 地方区分

区 分	地 域
A 地方	雄勝郡、湯沢市、増田町、十文字町の区域
B 地方	A 地方を除く県内の地域
C 地方	D 地方を除く県外の地域
D 地方	東京都、大阪府、京都府、名古屋市、神戸市、北九州市、札幌市、仙台市その他これに相当するものとして理事長が別に定める都市の地域